

○紀北町生活環境の保全に関する条例施行規則

平成31年3月29日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、紀北町生活環境の保全に関する条例（平成31年紀北町条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 条例第2条第6号に規定する環境配慮区域は、生活地（紀北町旅館建築の規制に関する条例（平成17年紀北町条例第102号）第3条各号に定める区域内）、道路、用水路、排水路、河川、湖沼、ため池、耕作地、海岸、避難路等防災関連施設及び公共の施設が所在する場所とする。

(土砂等の基準)

第3条 条例第4条第4項に規定する環境基準は、土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）別表に定める環境基準値（以下「環境省基準」という。）とする。

2 検査方法は、環境省基準に定める測定方法によるものとする。

(廃棄物の処理施設等)

第4条 条例第7条第1項第1号に規定する廃棄物の処理施設等は、次に掲げるものとする。

- (1) 産業廃棄物処理業の事業に要する施設
- (2) 汚染土壌処理業の施設の事業に要する施設

2 既に設置されている前項各号の廃棄物の処理施設等であっても、次に掲げる場合には、条例第7条第1項第1号に規定する廃棄物の処理施設等とみなす。

- (1) 敷地面積が変更前の敷地面積の1.5倍を超えて拡張されるとき。この場合において、事務所、駐車場及び緑地等、施設の設置目的である処理工程に作用する因果がなく、かつ、周辺環境に影響を及ぼさない敷地に係る面積は、算入しない。
- (2) 新たに焼却施設を設置するとき。
- (3) 廃棄物又は汚染土壌を取り扱う処理工程において、敷地外へと排水をする施設に改修又は増設をするとき。

(事業場等)

第5条 条例第7条第1項第2号に規定する公害を発生させるおそれのある

事業場等は、次に掲げるものとする。

- (1) 採石業の施設の事業に要する施設
- (2) 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるものの
 - ア 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
 - イ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
 - ウ 養鶏施設（鶏の羽数が2,000羽未満の事業場に係るものを除く。）
- (3) 食料品製造業の用に供する施設（排水が、日平均排水量50立方メートル未満の事業場を除く。）
- (4) パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設
- (5) 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
- (6) 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
- (7) ゴルフ場
- (8) 廃油処理業の用に供する施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）
- (9) 自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。）の用に供する洗車施設（排水が、日平均排水量50立方メートル未満の事業場及び次号に掲げるものを除く。）
- (10) 自動式車両洗浄業の用に供する施設（排水が、日平均排水量50立方メートル未満の事業場を除く。）
- (11) 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設
- (12) 前各号以外で町長が紀北町環境保全審議会の意見を聴き、特に必要と認めたもの
(適用除外)

第6条 条例第7条第2項第3号の生活環境を損なわないと考えられる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例施行前に既に設置されている廃棄物の処理施設等又は条例第7条第1項の規定により設置された廃棄物の処理施設等のうち、施設の改修又は増設をする場合にあつて第4条第2項に該当しないもの
- (2) 次に掲げる者が行う公益の用に供する事業に伴う土地の埋立て等（事業区域から運搬距離50キロメートルを超える場所で発生した土砂に

よる土地の埋立て等を除く。)

ア 森林組合法（昭和53年法律第36号）第3条に規定する森林組合が行う林業振興に関する整備

イ 土地改良法（昭和24年法律195号）第5条に規定する土地改良区が行う農業振興に関する整備

ウ 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第1条に規定する者が行う道路及び附帯施設に関する整備

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が同項の公の施設の管理として行う整備

オ 公衆の日常生活に欠くことができない道路、鉄道、上下水道、電力網及び通信網を所管する者が行う公益的な基盤に関する整備

(3) 土地所有者が自ら居住する建築物を建築するために行う土地の埋立て等

(4) 当該区域内及び隣接地から発生した土砂等を用いた土地の造成又はこれに類する土地の埋立て等

(5) 町内で発生した土砂等を用いた土地の埋立て等のうち、基盤面から1メートル以内の盛土をするもの

(6) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令等に基づく許可等により採取、搬入及び保管された土砂等の一時的な堆積行為

(7) 運動場、駐車場及び道路その他施設の本来の機能を保持する目的で通常の管理行為として行う埋立て等

(8) 農地の保全や農業経営の改善を目的とした土地改良（以下「農地改良」という。）のうち、次のいずれにも該当する土砂等の埋立ての行為

ア 農地改良の承認を得るため、紀北町農業委員会に届け出るもの

イ 農作物の生育に適した耕作土が確保されるもの

ウ 工事期間が60日以内であるもの

エ 当該埋立ての行為が3,000平方メートル以内（隣接地への埋立て等の行為を含む。）で、農地改良のあと隣接する道路、水路や周辺農地と著しい段差が生じないもの

(9) 前各号に掲げるもののほか、これらに類すると町長が認める事業

2 条例第7条第2項第4号に規定する他の法令等の許可を受ける事業は、次に掲げるものとする。

(1) 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成20年三重県条例第41号）第16条に規定する事業で、計画段階から地域住民との合意を図りながら進められる事業

- (2) 三重県汚染土壌処理業に関する指導要綱（平成30年三重県要綱）の手続により進められる事業
- (3) 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和元年三重県条例第26号）第9条の許可を受ける事業
- (4) 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第9条第7号に規定する法令又は条例の規定による許可、認可及びその他の処分による土地の埋立て等（事業区域から運搬距離50キロメートルを超える場所で発生した土砂による土地の埋立て等を除く。）
- (5) 紀北町水道水源保護条例（平成22年紀北町条例第9号）第7条の協議に係る事業
- (6) 紀北町熊野参詣道伊勢路景観保護条例（平成17年紀北町条例第174号）第9条の許可を受ける事業
- (7) 法令若しくは条例の規定又はこれらに基づく処分の義務の履行として行う土地の埋立て等
（開発行為の届出）

第7条 条例第7条第3項に規定する開発行為の届出は、開発行為届出書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の規定による届出には、次に掲げるもののうち、町長が必要と認めるものを添付しなければならない。

- (1) 開発行為計画書（様式第2号）
- (2) 事業区域を示す図面及びその付近見取図
- (3) 公図の写し及び周囲の土地利用状況
- (4) 開発行為をしようとする者が法人である場合は、その法人の定款及び登記事項証明書
- (5) 土地の登記事項証明書
- (6) 開発事業者が、事業区域の土地の所有者等でない場合は、開発行為の事業契約書の写し
- (7) 事業区域に係る土地権利者の承諾書（様式第3号）及び印鑑登録証明書
- (8) 事業者の印鑑登録証明書（事業者が法人の場合は、当該法人に係る印鑑登録証明書）
- (9) 開発行為に係る搬入経路図及び付近の路面等の状況が確認できる現況写真
- (10) 現況平面図及び現況縦横断面図並びに計画平面図及び計画縦横断面図
- (11) 事業区域の境界明示図又は境界くい確定図及び境界くいの写真

- (12) 条例及びこの規則を遵守し、当該事業により、道路、水路等の公共施設を破損した場合は、早急に復旧することの誓約書（様式第4号）
- (13) 工程表
- (14) 道路管理者との協議済書類
- (15) 関係地域の住民及び事業区域に隣接する土地所有者への事業説明経過書類（土地の埋立て行為等の場合）
- (16) その他町長が必要と認める書類及び図面
- (17) 前各号の添付に必要な書類がそろわない場合にはその理由書（事業説明会の開催）

第8条 開発配慮事業者は、条例第8条第1項に規定する事業説明会を開催するときは、事業説明会実施計画書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

- 2 開発配慮事業者は、前項に規定する事業説明会を開催したときは、開催した日から7日以内に、その結果を事業説明会実施報告書（様式第6号）により、町長に報告しなければならない。
- 3 事業説明会の説明を要し、意見を述べることができる土地周辺関係者は、次に掲げるものをいう。
 - (1) 事業区域が位置する関係地域（以下「事業関係地」という。）に住所を有する者
 - (2) 事業関係地に事務所又は事業所を有する者
 - (3) 事業関係地の事務所又は事業所において勤務する者
 - (4) 事業区域に隣接する土地を所有する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、開発行為に係る事業区域に利害関係を有する者（環境への配慮報告等）

第9条 開発配慮事業者は、条例第9条第1項に規定する説明会の意見を踏まえた対応をする事項は、環境配慮報告書（様式第7号）により、町長に報告しなければならない。

- 2 条例第9条第3項の規定による開発配慮事業者への対応の求めは、環境配慮報告書のあった日から起算して30日以内に環境配慮通知書（様式第8号）により行うものとする。ただし、前項の環境配慮報告書に補正を求めたとき、又は条例第9条第4項の規定による紀北町環境保全審議会に意見を求めたときにあつては、当該補正に要した日数及び審議に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。

(土地埋立て等で必要な処置)

第10条 土地開発事業者は、条例第10条第1項第1号に規定する埋立て等に使用する土砂等（以下「当該土砂」という。）が安全であることを証明するため、次に掲げる書類等を、埋立て開始前までにあらかじめ町長に提出しなければならない。

(1) 町内で発生した当該土砂（町外で発生し一時保管や仮置き等がされたものを除く。）にあつては、発生場所ごとに発生元が特定できる書面

(2) 町外で発生した当該土砂にあつては、発生場所ごとに次の書面

ア 土地の所有権その他の権限に基づき当該土砂を発生させる者が発行する土砂等発生元証明書（様式第14号）

イ 当該土砂が第3条に規定する基準内の土砂等であることを証するもの

ウ 当該土砂が改良土のときにあつては、水素イオン濃度が基準内の範囲であることを証するもの

(3) 町が土壌の安全性を確認するために求めたときにあつては、町立会いのもと採取する土砂、排水等の検体

(4) その他町長が必要と認める情報

2 条例第10条第1項第2号に規定する土砂等の流出等の防止に必要な措置の指導及び助言の構造基準は、別表に定めるとおりとする。ただし、他の法令等に基づく許可が必要な事業であつて、その法令により遵守する構造上の処置が図られる場合を除く。

3 条例第10条第1項第3号に規定する標識は、土砂等による土地の埋立て等に関する標識（様式第9号）とし、通行人から容易に見える位置に設置しなければならない。

4 条例第10条第1項第4号に規定する関係地域の住民は、次に掲げるものをいう。

(1) 事業区域が所在する区域の自治会

(2) 事業区域から100メートル以内の土地に現に居住する住民

(3) 事業区域から100メートル以内の土地の事務所又は事業所に勤務する者

5 条例第10条第1項第4号に規定する関係地域の住民及び事業区域に隣接する土地所有者への事業説明は、次に掲げる事業内容について周知し、理解を得られるよう努めなければならない。

(1) 事業区域の位置及び面積

(2) 工事の内容

(3) 土砂搬入量、搬入期間及び搬入方法

- (4) 災害発生防止対策の内容
 - (5) 生活環境の保全対策の内容
- (開発行為の変更届)

第11条 条例第14条の開発行為の変更の届出については、条例第7条から第10条までの規定を準用する。この場合において、様式第1号及び様式第2号をそれぞれ「開発行為変更届出書」及び「開発行為変更計画書」と読み替えるものとする。

(開発行為の完了届)

第12条 条例第15条に規定する開発行為の完了の報告は、開発行為完了届出書(様式第10号)により行うものとする。

(地位の継承の届出)

第13条 条例第17条の規定による届出は、事業主地位継承届出書(様式第11号)により行わなければならない。

(指導又は命令等)

第14条 条例第18条第1項の条例違反及び同条第2項に規定する生活環境を著しく損なう行為への指導又は勧告の方法は、次に掲げるものによる。

- (1) 条例違反及び生活環境を著しく損なう行為が確認された場合は、口頭により指導を行うもの
- (2) 前号の指導を受けた日から一定の期間を経過しても改善又は必要な措置がとられないときは、勧告(命令)書(様式第12号)により勧告を行うもの

2 前項第2号の勧告において、改善又は必要な措置がとられないときは、勧告(命令)書により条例第18条第3項に規定する停止又は必要な措置の命令をする。ただし、次の各号のいずれかに該当(以下「連携事案」という。)するときは、連携事案を所掌する国及び地方公共団体に対し、条例第25条に基づき必要な措置を講ずるよう求めるとともに、その対応を委ねなければならない。

- (1) 条例第6条に規定する関係法令の目的と効果を阻害してしまうもの
- (2) 条例第7条第2項第4号に規定する他の法令等の許可の権限に係るもの
- (3) 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第8条に規定する土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止に係るもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに類すると町長が認めるもの

3 第1項第2号の勧告書及び前項の命令書を交付したときは、町長は、相手方から受領書(様式第12号の2)を徴するものとする。

(公表)

第15条 条例第19条の規定による公表は、公衆の縦覧その他の方法により行うものとする。

(立入調査等)

第16条 条例第20条第2項に規定する調査員の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第13号)によるものとする。

(審議会の会議)

第17条 条例第22条の紀北町環境保全審議会(以下「審議会」という。)の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員を委嘱又は任命した後最初の審議会の会議は、町長が招集する。

(審議会の庶務)

第18条 審議会の庶務は、環境管理課において処理する。

(補則)

第19条 この規則の施行について、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年7月1日から施行する。

別表(第10条関係)

土地埋立て等の構造基準

種別	処置
埋立ての構造	(1) 埋立て等の法面の勾配を30度以下とすること。 (2) 埋め立て等の高さを15メートル以内とすること。(三重県宅地等開発事業に関する技術マニュアルの盛土の章による盛土法面の安定性の検討と確保がされるものは除く。) (3) 埋立て等の高さが5メートル以上である場合は、高さ5メートルごとに幅1メートル以上の小段を設けること。 (4) 埋立て等完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように、締固めその他の必要な措置を講ずること。

	<p>(5) 滑りやすい土質の層がある土地において施工する場合は、滑りが生じないように、くい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。</p> <p>(6) 著しく傾斜をしている土地において施工する場合は、滑り面とならないよう、地盤の斜面に段切り等の措置を講ずること。</p>
埋め立てる土砂等の性質	<p>(1) 廃棄物及び廃棄物混じりではないこと。</p> <p>(2) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当するものであること。</p> <p>(3) 前号の建設発生土が改良土のときにあっては、水素イオン濃度指数4以上9以下の範囲（検査の方法は「地盤工学会基準」の土懸濁液のpH試験方法による。）であること。</p>
事業区域の状況により必要となる構造	<p>(1) 擁壁を用いる場合は、構造を宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の規定に適合するものとする。</p> <p>(2) 事業区域の地下水及び雨水その他の地表水を有効かつ適切に排出することができるよう、排水施設を設置すること。</p> <p>(3) 埋立て等完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じる場合にあっては、擁壁の設置、石張り、植生工等によって風化その他の侵食に対して保護する措置を講ずること。</p>

※ 事業区域の状況により必要となる構造とは、「盛土法高が15メートルを超える場合」「盛土が地山からの湧水、地表水の影響を受けやすい場合」「盛土が崩壊すると隣接地に重大な影響を与えるおそれがある場合」のほかこれに類する状況をいう。

様式第1号（その1）（第7条関係）

開 発 行 為 届 出 書

年 月 日

紀北町長 様

届出者 住 所

氏 名

（電話 - - ）

（法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）

紀北町生活環境の保全に関する条例第7条第1項の規定により、開発行為の事業計画について、次のとおり届け出ます。

事業の名称	
事業の実施場所	紀北町
事業区域の面積	m ²
事業区域の土地の現況	
事業の内容	
事業着手予定年月日	年 月 日
事業完了予定年月日	年 月 日
概算事業費	円
事業施工者 （住所、氏名）	
設計者 （住所、氏名）	
参 考 （利用計画等）	

備考 1 開発行為の種別（条例第7条第1項第1号及び第2号）により、適宜作成する。

2 添付書類は、様式第2号（その1）の関係法令に準ずるものとする。

様式第1号（その2）（第7条関係）

開発行為（土地の埋立て等）届出書

年 月 日

紀北町長 様

届出者 住所
氏名

（電話 - - ）

（法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）

紀北町生活環境の保全に関する条例第7条第1項の規定により、開発行為（土地の埋立て等）の事業計画について、次のとおり届け出ます。

目 的	
埋 立 て 等 の 種 別	1. 埋 立 て 2. 盛 土 3. 堆 積
事 業 の 実 施 場 所	紀北町
事 業 区 域 面 積 （埋立て等の量、高さ）	m ² （埋立て等量 m ³ 、埋立て等高さ m）
事 業 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
事 業 施 工 者	住 所 氏 名 連 絡 先
備 考	

様式第2号（その1）（第7条関係）
開 発 行 為 計 画 書

開発行為計画書は、次のとおりとする。

1 廃棄物の処理施設等で規則に定める施設の設置（条例第7条第1項第1号関係）

次のいずれかに準ずるものとする。

- （1）三重県産業廃棄物処理指導要綱（平成10年三重県要綱）第10条の「事業計画書」又はこれに準ずるもの
- （2）三重県汚染土壌処理業に関する指導要綱（平成30年三重県要綱）第3条の「事業計画書」又はこれに準ずるもの

2 公害を発生させるおそれのある事業場等で規則に定める施設の設置（条例第7条第1項第2号関係）

- （1）紀北町水道水源保護条例施行規則（平成22年紀北町規則第23号）第3条の「対象事業協議書」又はこれに準ずるもの

3 町長が指示した事項を記載したもの

様式第2号（その2）（第7条関係）
 開発行為（土地の埋立て等）計画書

土砂等の発生場所		
土砂等の発生に係る事業名		
土砂等の種類		
搬入量	全体	m ³
	1日	t車台 m ³
作業機械の種類及び台数		
埋立て等完了後の利用計画		
埋立て等の作業時間		午前・午後 時から 午前・午後 時まで
安全対策		1. 法面の保護方法 2. 雨水排水対策 3. その他の対策
周辺対策		1. 事業区域の住民及び隣接土地所有者への事業説明 2. 騒音・振動・粉じん等の対策 3. その他の対策
特記事項		

(注) 土砂の運搬の搬入経路図を添付すること。

様式第3号（第7条関係）

土地権利者の承諾書

年 月 日

紀北町長 様

届出者 住所
(権利者) 氏名 印
(電話 - -)

(法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名)

私が権利を有する次の土地について、開発行為（埋立て等）を行うことに同意します。

土地の所在地	地目	面積 (㎡)	権利の種類別	備考

- (注) 1 権利の種類別の欄には、所有権、抵当権、仮登記権その他権利を記入すること。
2 権利者の印は実印を押印し、印鑑登録証明書を添付すること。

様式第4号（第7条関係）

誓 約 書

年 月 日

紀北町長 様

事 業 者 住 所
氏 名
(電話 - -)
(法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名)

土地所有者等 住 所
氏 名
(電話 - -)
(法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名)

次の土地の埋立て等の開発行為を行うにあたっては、紀北町生活環境の保全に関する条例を遵守するとともに、事業施工中及び完了後においても、これが起因と認められる発生被害（道路、水路、水道等公共の施設の破損を含む。）については、その補償の請求に応じ自らの責任において苦情及び紛争を解決することを連帯して誓約します。

記

土地の所在	地 番	地 目	面積 (㎡)	備 考

様式第5号（第8条関係）

事業説明会実施計画書

年 月 日

紀北町長 様

届出者 住所

氏名

（電話 - - ）

（法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名）

紀北町生活環境の保全に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり開発行為についての事業説明会を実施します。

事業の名称	
事業の種類	
事業区域	
事業説明会の開催予定日	年 月 日
事業説明会の開催場所	紀北町
関係書類の配布方法	
その他周知措置	

様式第6号（第8条関係）

事業説明会実施報告書

年 月 日

紀北町長 様

届出者 住所

氏名

(電話 - -)

(法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名)

紀北町生活環境の保全に関する条例第8条第1項の規定により、開発行為についての事業説明会を実施したので、次のとおり報告します。

事業の名称	
事業の種類	
開催日時	年 月 日
開催場所	紀北町
出席人数	
事業説明会の内容等	
事業説明会の結果 (住民の意見等)	

(注) 1 事業説明会において説明を受けた者及び説明を行った者の名簿を添付すること。

2 事業説明会における説明資料を添付すること。

3 説明会を2回以上開催した場合は、説明会ごとに作成すること。

4 事業説明会の内容等は、具体的に記入すること。

様式第7号（第9条関係）

環境配慮報告書

年 月 日

紀北町長 様

届出者 住所

氏名

(電話 - -)

(法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名)

紀北町生活環境の保全に関する条例第9条第2項の規定により、次のとおり報告します。

事業の名称	
事業の種類	
事業の目的	
事業説明会の実施区域	
事業の実施に係る環境に対する配慮措置	(事業説明会、審査意見書等に対する対応及び修正内容)
その他参考となる事項	

(注) 事業説明会の議事録を添付すること。

様式第 8 号（第 9 条関係）

環 境 配 慮 通 知 書

年 月 日

住 所

氏 名

様

（法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名）

紀北町長

印

年 月 日付けで提出のあった開発行為に係る環境配慮報告書について、紀北町生活環境の保全に関する条例第 9 条第 3 項の規定に基づく環境配慮措置の見地からの意見は、次のとおりです。内容を十分に尊重し、適切に対応してください。

事 業 の 名 称	
環 境 配 慮 事 項	
環 境 配 慮 に 対 す る 意 見	
備 考	

様式第9号（第10条関係）

土砂等による土地の埋立て等に関する標識	
届出年月日及び番号	年 月 日 第 号
土地の埋立て等の目的	
土地の埋立て等を行う場所の所在地	紀北町
土地の埋立て等を行う者の住所、氏名及び連絡先	住 所 氏 名 (法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名) 連絡先
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
作業時間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
事業区域の面積	m ²
土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所及び予定数量	発生場所 予定数量 m ³
施工管理者の氏名	

※寸法は、縦100cm以上で横70cm以上とする。

様式第10号（第12条関係）

開 発 行 為 完 了 届 出 書

年 月 日

紀北町長 様

届出者 住 所

氏 名

（電話 - - ）

（法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名）

紀北町生活環境の保全に関する条例第15条の規定により、開発行為の完了報告について、次のとおり届け出ます。

事業届出年月日	年 月 日 第 号
事業の名称	
事業の実施場所	紀北町
事業区域の面積 （埋立て等の量、高さ）	m ² （埋立て等量 m ² 、埋立て等高さ m）
事業完了年月日	年 月 日
事業施工者 （住所、氏名、連絡先）	
現場管理者 （住所、氏名、連絡先）	

（注）開発行為の区分が、土地の埋立て等の場合、工程写真を添付すること。

様式第11号（第13条関係）

事業主地位継承届出書

年 月 日

紀北町長 様

継承者 住所
氏名 印
(電話 - -)

(法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名)

下記のとおり事業主の地位を継承しましたので、紀北町生活環境の保全に関する条例第17条の規定により届け出ます。

なお、今後この開発行為の施工に当たって、紀北町生活環境の保全に関する条例及び関係法令並びに被継承人が貴職と 年 月 日付けで締結した環境保全協定書の条項を忠実に遵守することを誓約いたします。

被継承者	住所		
	氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）		
継承の原因		被継承者との関係	
継承年月日	年 月 日		
被継承者の届出年月日及び番号	年 月 日 第 号		

(注) 継承の原因が相続の場合は継承者の戸籍謄本等を、合併の場合は合併後の法人の登記事項証明書を添付すること。なお、継承者の印は、実印を押印し、印鑑登録証明書を添付すること。

様式第12号（第14条関係）

勸告（命令）書

第 年 月 日

住 所

氏 名 様

（法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名）

紀北町長 印

紀北町生活環境の保全に関する条例第18条の規定により、次のとおり勸告（命令）する。

開 発 行 為 の 名 称	
施 工 場 所	紀北町
勸告（命令）内容	
勸告（命令）内容の実施期限	年 月 日
備 考	

様式第12号の2（第14条関係）

受 領 書

私は、紀北町生活環境の保全に関する条例に基づく、（勧告・措置命令・停止命令）を受け、（勧告書・命令書）（ 第 号）を確かに受け取りました。

年 月 日 時 分

住 所

氏 名

様式第13号（第16条関係）

第 号

身 分 証 明 書

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日

(写真貼付)

上記の者は、紀北町生活環境の保全に関する条例第20条に規定する立入調査等を行う調査員であることを証明する。

年 月 日

紀北町長

印

様式第14号（第10条関係）

土 砂 等 発 生 元 証 明 書

年 月 日

届出をした者の氏名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

様

土砂等を発生させた者

住 所

氏 名

印

（電話 - - ）

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

紀北町生活環境の保全に関する条例第7条第1項の届出に係る埋立て等区域に搬出する土砂等は、次の場所から発生したものであることを証明します。

工 事 等 の 名 称	
工 事 等 の 施 工 場 所	
工 事 等 の 発 注 者	
工 事 等 の 施 工 期 間	
搬 出 す る 土 砂 の 量	m ³
搬出する土砂等の区分種類	
搬出する土砂等を使用する 埋 立 等 区 域 の 位 置	

注：搬出する土砂等の区分種類の欄には、国土交通省令による土質区分基準（第1種～第3種建設発生土）の区分を記載すること。

当該土砂が改良土である場合には、安定処理をした場所と事業場の名称及び土砂の性状を安定処理した方法と成分を記載すること。